

判決年月日	平成23年3月23日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成22年(ネ)第10073号		
控訴人社団法人シナリオ作家協会が映画のシナリオである本件脚本を年鑑シナリオ集へ収録して出版することについて、映画の原作者（小説家）である被控訴人が許諾を与えないことは、正当な権利行使の範囲内のものであって、権利濫用には当たらないと判断された事例			

本件は、年鑑シナリオ集を発行している控訴人シナリオ作家協会と、本件小説「イツ・オンリー・トーク」を原作とする本件映画の製作のために本件脚本を執筆した控訴人Xが、本件小説の著作者である被控訴人に対し、本件脚本の年鑑シナリオ集への収録及びその出版について被控訴人が許諾を与えなかったことが権利濫用に当たると主張し、控訴人協会においては原審での出版妨害禁止請求を維持するとともに、控訴人らにおいては原審での訴えの一部を取り下げて、出版差止請求権不存在確認請求に係る訴えを追加したなどという事案である。

本判決は、①控訴人Xの差止請求権不存在確認の訴えについては、訴えの利益を欠くとして、これを却下した。

また、本判決は、②控訴人協会の本件脚本の収録出版に係る妨害排除請求及び差止請求権不存在確認請求については、被控訴人が上記許諾を与えないことが権利濫用には当たらないと判断し、妨害排除請求に係る本件控訴を棄却し、追加された差止請求権不存在確認請求を棄却した。すなわち、被控訴人は、本件映画の企画製作プロダクション会社により一方的に設定されたスケジュールを根拠に時間を急がされながらも、具体的な理由を述べて、本件脚本が原作者である被控訴人の意には沿わないものであることを終始一貫して示し続け、原作者として譲れない点に絞って変更を申し入れていた。そして、本件において、被控訴人が著作権の行使に藉口して過大な利益を得ようとか、第三者に不必要な損害や精神的苦痛を与えようなどといった不当な主観的意図を有していることを疑わせるような事情は一切見当たらない。また、本件脚本の本件書籍への収録出版を許諾しないことによって守られる、本件小説に込めた被控訴人の原作者としての思想、信条、表現等や被控訴人のプライバシーに係る不安が、控訴人協会主張の本件脚本の文化的、公共的価値等に比較して小さな利益にすぎないものということとはできない。そうすると、控訴人協会が本件脚本を本件書籍へ収録して出版することについて、被控訴人が許諾を与えないことは、正当な権利行使の範囲内のものであって、権利濫用には当たらない。